

処 分 基 準

平成26年10月29日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の8第2項
処 分 の 概 要：教習射撃場の指定の解除
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項（教習射撃場の指定）、同第9条の8第1項（教習射撃場の指定の解除等）・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第61条（教習射撃場の指定の解除）
処 分 基 準： 教習修了証明書の交付の禁止に対する違反については、違反の態様が特に軽微であり、再発のおそれがないと確実に認められる場合等を除き、教習射撃場の指定を解除するものとする。
問 い 合 わ せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係（電話0952-24-1111 内線3036） 所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：